地域指定年度	昭和45年度					
計画策定年度	昭和49年度					
	昭和61年度(清洲町)	昭和61年度(春日村)				
	平成7年度(清洲町)	平成8年度(春日町)				
	平成16年度(清洲町)	平成16年度(春日町)				
計画見直し年度	平成17年度(清須市)	平成10年度(春日町)				
	平成21年度(清須市・春日町)					
	平成25年度	(清須市)				
	令和2年度	(清須市)				

# 清須農業振興地域整備計画書

令和3年3月

愛知県清須市

		ーン
第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
	(1) 土地利用の方向	1
	ア 土地利用の構想	1
	イ 農用地区域の設定方針	2
	(2) 農用地利用計画変更の基本方針	3
	(3) 農業上の土地利用の方向	5
	ア 農用地等利用の方針	5
	イ 用途区分の構想	5
	ウ 特別な用途区分の構想	6
2	農用地利用計画	6
第2	農業生産基盤の整備開発計画	7
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2	農業生産基盤整備開発計画	7
3	森林の整備その他林業の振興との関連	7
4	他事業との関連	7
第3	農用地等の保全計画	8
1	農用地等の保全の方向	8
2	農用地等保全整備計画	8
3	農用地等の保全のための活動	8
4	森林の整備その他林業の振興との関連	8
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の	
	促進計画	9
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 …	9
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	9
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図る	
	ための方策	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連	11

第5	農業近代化施設の整備計画	12
1	農業近代化施設の整備の方向	12
2	農業近代化施設整備計画	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	13
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	13
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	13
3	農業を担うべき者のための支援の活動	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	14
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	14
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	14
3	農業従事者就業促進施設	14
4	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第8	生活環境施設の整備計画	15
1	生活環境施設の整備の目標	15
2	生活環境施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	17
第9	付 図	別添
1	土 地 利 用 計 画 図 (付図1号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図(付図2号) 該当なし	
3	農用地等保全整備計画図(付図3号)	
4	農業近代化施設整備計画図(付図4号) 該当なし	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図(付図5号) 該当なし	
6	生活環境施設整備計画図(付図6号) 該当なし	
7	農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面(付図7号)	
別記	農用地利用計画	19
(1)	農用地区域	19
フ	プ 現況農用地等に係る農用地区域	19
1	/ 現況森林、原野等に係る農用地区域	19
(2)	用途区分	20

### 第1 農用地利用計画

- 1 土地利用区分の方向
- (1) 土地利用の方向
  - ア 土地利用の構想

清須市(以下「本市」という。)は、尾張平野のほぼ中央に位置し、名古屋市中心部から西北約 10 kmにあり、東部は北名古屋市、西部はあま市、南部は名古屋市、北部は一宮市、稲沢市にそれぞれ接している。人口は 69,402人(令和2年9月1日現在)であり、東西約5.5 km、南北約8.0 km、総面積は17.35 kmを有している。

自然条件は比較的平坦で、ほとんどの地域が海抜 10m未満となっているが、わずかに北部から南部へ緩い傾斜をなしている。

地質は、木曽川・庄内川水系の搬出物によって形成(第四沖積層)されて おり、肥沃な土地柄で、米作・野菜園芸等農業に適している。

気候は、太平洋気候区に属し、比較的温暖で年間平均気温 16℃、年間降水量 1,500 mm程度であるが、6月の梅雨期及び9月の台風期に雨が多く、冬季にはこの地方独特の「伊吹おろし」が吹くため、気温に比べて寒さを感じ、夏季にはかなり高温になるなど大陸性の気候も示している。

交通は、JR東海道本線、名古屋鉄道本線・犬山線・津島線、東海交通事業城北線、道路では名古屋第二環状自動車道、名古屋高速6号清須線・16号一宮線、国道22号・302号が整備されて利便性に恵まれ、周辺都市との連携は良い条件にある。

農業については、名古屋市北部市場まで30分以内の距離にある利便性を活かし新鮮な農産物を供給することにより、付加価値を高めることで農業の振興を図るとともに、都市近郊という立地条件を活かして土地利用型農業から集約型農業へと移行し収益性の高い農業へと展開する。

第2次清須市総合計画では、第1次総合計画で掲げた将来像「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」を継承することを基本としつつ、新たな基本理念である「安心」・「快適」・「魅力」・「連携」をもとに、これまで築き上げてきたまちづくりの成果を基盤として、さらなる発展を遂げるため、将来に実現するまちの姿を、「水」、「歴史」といった清須市ならではの個性を今後も大切にするとともに、さらに生かしていきながら、市民の「安心・快適」な暮らしが営まれることはもとより、地域全体に活気が満ち溢れ、市民も訪れる人も「元気」な都市の実現を目指す。

なお、地域の発展に必要な都市的土地利用については、総合的な視点に立って総合計画、都市計画マスタープラン等と整合を図り、農業振興地域における主要用途別土地利用の将来目標を次表に示す。

	区分	農月	月地	農業用加	西設用地	森林•	原野	住年	岂地	工場	用地	その	つ他	言	+
年次		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 (令和	在 2年)	121	65.8	0	0			1	0.5	_		62	33. 7	184	100
目 (令和)	標 12年)	87	47. 3	0	0			2	1. 1	_		95	51. 6	184	100
増	減	△34		0				1		_		33		0	_

- (注) 1 工場用地は、その他に含む。
  - 2 目標の農用地面積は、開発構想 30ha、個別案件 4 ha (年 0.4ha と推計) の計 34ha の 減少とした。

### イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 121ha のうち、a ~ c に該当する農用地 86ha について、農用地区域を設定する。

- a 集団的に存在する農用地
  - 10ha 以上の集団的農用地
- b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内に ある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農 業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要で ある農用地

ただし、a~cの土地であっても、次の土地については農用地区域に は含めない。

(a) 集落区域内(連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場 等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域)に介在する農用地で、団 地規模が 10ha 以下の農用地

該当集落数 5地区

該当農用地区域 7.8ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと 認められる農用地

該当なし

- (c) 中心集落の整備(住宅、工場の建設等)に伴って、開発が進みつつ ある下記区域
  - ・市街化区域に隣接し、開発が進みつつある農地 (春日落合蓮花寺地域 北部辺 3.0ha、南部辺 8.2ha) 該当農用地面積 11.2ha
  - ・農業振興地域整備計画策定(昭和50年3月)以前に農業生産基盤 整備事業が施工開始された区域であって、市街化区域に隣接し、本 市都市計画マスタープランでは工業ゾーンと指定され、開発が進ん でいる農地

〈平成21年に旧春日町が実施した都市計画マスタープランでの地元 意向調査結果では、将来に向けて工業地を明示することで一致して いる。〉

#### (春日下野田地域)

該当農用地面積 12.4ha

・国道 302 号沿線整備の対象となる農地 (清洲土田・上条地域)

該当農用地面積 3.6ha

- (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。
- (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

- (エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 山林、原野等については上記(ア)(イ)(ウ)の土地の農業上の利用を 確保するために必要な土地について、農用地区域を設定する。
- (2)農用地利用計画変更の基本方針

社会情勢の変化に伴い農業を取り巻く環境も著しく変化した。本市において もその影響を受けており、担い手の高齢化や農家の農業離れ、他産業への流出 による農業従事者の減少が見られる。

また、国において、「食料・農業・農村基本計画」及び「農用地等の確保等に関する基本方針」が平成27年に変更され、愛知県においては「愛知県農業振興地域整備基本方針」が平成28年に変更され、さらに、「農地中間管理事業の推進に関する法律」が令和元年に改正されたことにより、農地の確保と有効利用は重要な課題である。農業振興地域整備計画に時代の変化を考慮した整備計画としての位置付けを持たせ、本市の農業の振興に取り組む。

今回の見直しについては、概ね 10 年を見通して策定する計画であり、集団 的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、 本市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び清須市第 2次総合計画、清須市都市計画マスタープランとの整合を図る。

また、この方針により地域の活性化を促進し、次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備するとともに、優良農地の保全に努める。

ア 農用地区域への編入

以下のいずれかの項目に該当する土地を農用地区域への編入とすること に努める。

- (ア)過去に国が実施または補助する農業生産基盤整備事業が実施された土地 及び今後国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の実施が見込ま れる土地
- (イ)集団的な農地で面積が概ね10ha以上あり、優良農地として保全していく ことが望ましい土地
- (ウ) 地域の特性に即し、集団的な農地と一体的と見ることができ、多面的機能及び環境保全の観点から優良農地として保全していくことが望まれ、 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地

### イ 農用地区域からの除外

以下のいずれかの項目に該当する土地を農用地区域からの除外とすることを検討する。

### (ア) 集落介在地

集落等に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における 趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外に当たっては最小限 度に止めるものとする。

周辺の土地利用や関連する地域の情勢・背景を踏まえながら、総合的、 客観的な観点から今後とも農用地として農業上の利用が困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 農用地区域の周辺部にあり、集落内に介在し、既存農用地区域内農 用地等と一体的な利用が困難な概ね30a以下の土地。
- b 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、 関係農家の農業経営上の支障が少ない土地
- c 周囲(3方向以上)が宅地、雑種地、道路、河川等に囲まれている土地。
- d 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後農業生産基盤整備事業が実施される見込みのない土地。(ただし、工事完了後20年以上経過した事業は含まない。)
- ※ (ア)のaの考え方の基準となる面積30a以下について ほ場整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一 ほ場の区画面積の基準を30aとしている。このため30a以下の農地は 効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要 があるという考え方に基づく。

### (イ) 近代化不可地

自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外に当たっては最小限度に止めるものとする。

周辺の土地利用や関連する地域の情勢・背景を踏まえながら、総合的、 客観的な観点から今後とも農用地として農業上の利用が困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後農業生産基盤整備事業が実施される見込みのない土地。(ただし、工事完了後30年以上経過した事業は含めない。)
- b 自然的な条件からみて、生産性が低く農業の近代化が図れない土地。
- c 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、 関係農家の農業経営上の支障が少ない土地。

#### (ウ) 公共案件・一般個別案件の土地

随時に発生する小規模な公共案件及び一般案件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号から第5号までの要件を満たすものであり、さらに次の要件を満たす土地について除外を検討する。

また、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 4 項に該当する土地は、農業上の土地利用について、十分調整を行った後除外する。

- a 本市の農業振興方向に支障がないこと。
- b 新規事業の場合は当該施設を必要とする明確で合理的な理由が客観 的に認められること。
- c 他法令に基づく許認可等の見込みが明らかであること。

### (3) 農業上の土地利用の方向

### ア 農用地等利用の方針

本市の農業は、濃尾平野の中心部に位置する立地条件を生かして水稲を主体に発展してきたが、温暖な気候であることから他の野菜生産も盛んとなっている。

一方、都市化が進む中散在する耕作放棄地の増加、農業従事者の高齢化等による担い手の不足に対応するため賃貸借や農地の集積を進めるほか、認定 農業者を中心に担い手農家や女性の農業従事者の育成に努める。

今後は、高収益性の作目、作型を導入して地域として産地化を図り、経営 規模の拡大を志向する農家や施設園芸による集約的経営を展開する農家と の間で、労働力提供、農地の賃貸借等においてその役割分担を図りつつ、地 域複合としての農業発展を目指す。

単位: ha

					+  ±. 11a
区 分 地区名	農地	採 草 放牧地	混牧林地	農業用施設用地	<del>=</del>
A 春日宮重町	7. 2		_	(198 m²) 0. 0	7. 2
B 春日祢宜家	9. 0		_	0.0	9. 0
C 春日県道西側	14. 6			0.0	14. 6
D 春日県道東側	16. 9		_	0.0	16. 9
E 新田一場	22. 9	_		0.0	22. 9
F 清洲土田上条	32. 5	_	_	0.0	32. 5
計	103. 1	_	_	(198 m²) 0. 0	103. 1

<sup>※</sup>道路・水路等含む。

### イ 用途区分の構想

### (ア) A地区(春日宮重町地域)

本市の北部に展開する平坦な農用地約7.2ha は、69.4%にあたる5.0ha が畑でほ場整備事業は完了しており野菜の生産が盛んである。特に「宮重だいこん」は「だいこんサミット2012」に参加したのを機に日本全国に羽ばたき、市の特産品としてブランド化できた。

今後は、純粋な種の保全に努めるとともに、畑としての利用を推進する。

### (イ) B地区(春日祢宜家地域)

本市の北部、五条川右岸に展開する平坦な農用地約 9.0ha は稲沢市に隣

接し、集落とも近く市街化が進んでいる。ほ場整備事業は完了していることから、今後は排水等の条件整備に努め、農地としての利用を推進する。

### (ウ) C地区(春日県道西側地域)

県道名古屋一宮線の西側に展開する平坦な農用地約 14.6ha は、ほ場整備事業が完了していることから、今後は排水等の条件整備に努め、農地としての利用を推進する。

### (工) D地区(春日県道東側地域)

本市の北部、五条川右岸に展開する平坦な農用地約 16.9ha は、砂地であり漏水田対策が課題となっている。ほ場整備事業は完了していることから、今後は排水等の条件整備に努め、農地としての利用を推進する。

#### (才) E地区(新田一場地域)

本市の中央部、五条川の右岸に展開する平坦な農用地約 22.9ha は、ほ場整備事業が完了している。今後は用排水分離等の条件整備に努め、農地としての利用を推進する。

なお、一場地域については、今後は「農業集落課題抽出地区」として、 市街化の機運や土地需要を勘案しつつ、課題の抽出や整理を進める。

#### (カ) F地区(清洲土田上条地域)

本市の西部、国道 302 号沿いに展開する平坦な農用地約 32.5ha は、ほ場整備事業が完了している。75.7%にあたる 24.6ha が水稲を作付けしている。

また、水田を転換してパセリを作付けする農家もある。

なお、名古屋第二環状自動車道の出入口に近接し、国道 302 号に隣接した地域において、製造業や流通産業等の誘致する構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。

# ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

#### 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。(詳細は付図8号のとおり)

### 第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地区域内における農用地 85.6ha については、41.2ha (48.1%) が田に、44.4ha (51.9%) が畑に利用されている。田については、主に水稲の生産のみに利用されているが、畑については、露地野菜を中心に施設野菜の栽培もあり、高度な利用がなされている。

土地改良事業によってほぼ全域の整備が完了しているため、今後は用排水の分離や耕作放棄地の解消、水質の保全と自然災害の防止に努める。

また、水田の汎用化を進めるとともに、都市近郊の特色を生かした野菜づくり等農用地の効率的な利用を図る。

- 2 農業生産基盤整備開発計画 該当なし
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし
- 4 他事業との関連 該当なし

### 第3 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

本市の農業構造については都市化が進行し、農地の住宅地化等が進み、農地は減少の一途をたどっている。

また、ほとんどが兼業農家のため後継者不足、担い手農家の減少など農業振興については、きわめて困難な問題が山積している。

こうしたことから、今後、農地の有効利用と担い手農家による規模拡大、農業 後継者の育成・確保、土地利用型農家や施設園芸農家との連携強化、都市近郊型 農業の育成などにより、安定した農業経営を確立するとともに農地の保全に努め る必要がある。

#### 2 農用地等保全整備計画

		受益の	範囲	対図	
事業の種類	事業の概要	受益地区	受益面積 (ha)	番号	備考
国営総合農地防災事業(新濃尾地区)	頭首工改修 用排水路改修	新濃尾	10, 139	1	H10~R9 (継続)
緊 急 農 地 防 災 事 業 (西牧·新田地区)	排水路整備	西牧・新田	23	2	H20~R7 (継続)
国 営 施 設 機 能 保 全 事 業 (尾張西部地区)	排水機場改修 耐震化対策	尾張西部	11, 608	3	H27~R8 (新規)
国営造成施設管理体制整備促進事業(宮田用水地区)	管理体制整備	宮田用水	5, 563	4	R2~R4 (新規)

#### 3 農用地等の保全のための活動

本市の農業は、今後、益々農業従事者の高齢化、後継者の不足、相続等による農業従事者以外の農地取得などにより耕作放棄地が増加すると見込まれる。

これに対応するため、農地中間管理事業等の活用により認定農業者に農地を集積し、耕作放棄地の解消、農地の機能低下を防ぐ。

農地の流動化を促進するため、農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、農地の貸し手と受け手に関する情報を一元的に把握し認定農業者や規模拡大に意欲的な農業者に利用集積するとともに、市民農園整備促進法を活用した「みやしげレジャー農園」のように市民農園を促進することにより耕作放棄地等が増加しないよう努める。

また、農業協同組合による作業受託の調整機能を活用し、借入地と耕作放棄地を併せて作業受託の推進を図る。

さらには、農地・水保全管理支払交付金制度を活用し、地域共同による農地・ 農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農業用用排水路等の長寿命化対 策を推進する。

水害防止と排水対策については、排水路・排水機場等の既存施設の改善事業である緊急農地防災事業及び地盤沈下対策事業の実施を図る。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

# 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的 な利用の促進計画

- 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導 方向
- (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和7年度までの農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についてもさらなる経営強化を推進していく。

具体的な経営の指標は、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、 農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事 者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるも のとして、基幹経営体での1人当りの年間労働時間1,800時間、主たる従事者 2人(主たる従事者1人当り400万円)の年間農業所得についても、地域にお ける他産業従事者並みの年間所得800万円に目標を設定する。

【効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営 の年間農業所得及び年間労働時間目標】

	年間農業所得	1人当りの年間労働時間
な農業経営	基幹経営体 概ね 800 万円	
経営の目標かつ安定的	年間農業所得は、主たる従事者2人(主たる従事者1人当り400万円)を想定して示している。	概ね 1,800 時間
農業経済	概ね 250 万円	
経営の目標とする青年等のに農業経営を営	地域の他産業従事者と概ね同等の年間総 労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始 から5年後に農業で生計が成り立つ目標所 得とする。	概ね 2,000 時間

出典:農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成28年12月)

	営農類型	目標規模(ha)	作目構成	戸 数 (経営体数)	流 動 化 目標面積(ha)
基	水稲専作	水稲 50	主食用米 24ha 新規需要米 16ha (移植栽培 15ha) (直播栽培 25ha) 作業受託 10ha	2	100.0 (50ha×2 戸)
幹	こまつな主体	畑 0.4	こまつな 1.5ha (0.3×5作) ほうれんそう 0.2ha (0.1×2作)	1	0.4 (0.4ha×1 戸)
経営	ほうれんそう専作	畑 0.5 施設 0.15	露地 1.25ha (0.5×2.5作) ハウス 0.75ha (0.15×5作)	2	1.3 (0.65ha×2戸)
体	パセリ専作	施設 0.4	夏まき 0.4ha 秋まき 0.4ha	2	0.8 (0.4ha×2 戸)
	洋切り花専作	施設 0.3	チューリップ 0.2ha ゆり 0.3ha トルコギキョウ 0.2ha	2	0.6 (0.3ha×2戸)
ッス プテ 経ッ 営プ 体ア	露 地 野 菜 + 施 設 野 菜	畑 0.7 施設 0.5	ほうれんそう 1.5ha にんじん 1.6ha	2	2. 4 (1. 2ha×2 戸)

#### (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市は、農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取り組みを促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取り組みを行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市の重点作目は、水稲及びほうれんそう等の露地野菜であるが、今後もこれらの作目を主体とする農業者に農用地を集積し、生産性の高い農業経営を育成する。

このため、認定農業者等の担い手を中心とした活力ある地域農業を確立するため次の事項を推進する。

#### (1) 農用地の集団化及び流動化対策

ア 農地バンク制度は、規模拡大による経営発展を目指す認定農業者、今後認 定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対して、農業委員 会、農業協同組合、農業共済組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報 を共有し、農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切 に結びつけて利用権設定等を進める。

土地利用型農業により発展を図ろうとする農業者には、農業委員会活動の 推進により農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利 用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

イ 人・農地プランは、認定農業者、法人、集落営農など担い手が持続的で力強い農業を実現するために、集落・地域ごとに営農の実態に合わせて基幹的農業従事者(中心となる経営体)を確保し、農地の利用集積を進める。2地区(一場、土田・上条)においてはプランが策定されており、この計画で位置づけられた中心経営体への農地の集積に努める。

### (2) 農作業の受委託の促進対策

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要であると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進を図ることにより、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の野菜生産は、地理的、気候的条件に恵まれていることから、多種多様な品目について産地化が進み名古屋市場に出荷している状況にある。露地野菜は、都市化の影響を受け、作付けがやや停滞傾向にあるものの、施設野菜(パセリ)は、積極的資本投下と生産意欲を反映して産地の近代化が進み、新しい都市近郊型の産地として成長しつつある。

しかし、長年にわたる作付けによる連作障害の発生、流通の広域化に伴う産地間競争の激化、さらに生産者の高齢化と後継者の不足による労働力不足が当面の課題となっている。

従って、今後とも本市の野菜生産を発展させるため、野菜価格安定対策による 生産の安定と生産性の向上、指定産地制度の活用による計画的な生産出荷体制の 強化に努める。

また、野菜の生産出荷作業の多くは機械化が進んでおらず、主要な作業である 播種、定植、収穫、調整作業の大部分が手作業の状態にある。このため、機械化 一貫体系による省力化、合理化を図るとともに流通の広域化・高速化や市場の体 日の増加に対応可能な保冷・貯蔵施設の効率的利用を推進し、産地間競争にうち 勝つ体制を築く必要がある。

- 2 農業近代化施設整備計画 該当なし
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

### 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

市内の遊休農地を活用した「みやしげレジャー農園」においては、年々利用者が増加しており、農業への取り組み意識は高い。今後は、利用者を対象として新規就農に発展しそうな者の掘り起こしを行っていく。また、広く一般企業の参入を始めとする食品流通・販売関連企業等の農業参入も視野に入れた多様な担い手を育成する。

今後、支援・育成により生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応できる高い技術を有した担い手に対しては、施設の導入・整備することを検討する。

- 2 農業就業者育成・確保施設整備計画 該当なし
- 3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能を充実させ、農業体験や先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有する農地を利用した実践的研修への参加、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組み、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業的経営体の育成、高齢者、非農家等の労働力を活用した体制を整備する。

そして、一般市民の方にも農業を通じて食の大切さや収穫の喜びを体験して頂くため、「清須市農業体験塾」を通して地元の伝統野菜の栽培、普及を図るとともに、学んだ知識を子供たちの農業体験指導サポーターなどに生かし、食を通した地域づくりにつなげる。

4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

### 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、都市近郊地域のため農業以外の就業の場に恵まれており、農家の中心的な働き手の他産業への就業が続いていることから副業的農家が増加した。

また、農業用機械や設備の充実が図られたことにより、農業従事日数が減少したことも他産業への就業機会を増やす要因となり、農業以外からの収入が多くを占めるようになったことから、今後もこの安定的な就業を維持するよう努める。

単位:人

区 分		;	従		業		地		
I	市	i I	内	市	ī :	外	合		計
1	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	15	8	23	43	14	57	57	22	79
自営兼業	25	14	39	6	1	7	31	15	46
出稼ぎ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇·臨時雇	6	8	14	3	6	9	9	14	23
総計	46	30	76	52	21	73	97	51	148

- (注) 令和元年 10 月実施の「農業振興地域整備計画等に関する意向調査結果」及び基礎調査資料「総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し(うち農家)」より推測した。
- 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 農業従事者の多くは市内及び隣接する市町で安定的な就業先を確保しており、 大都市近郊で就業先が豊富なため、施策がなくても充足している。
- 3 農業従事者就業促進施設 該当なし
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

### 第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

市民の多様なニーズに対応した質の高い定住施策を考慮し、市内にある史跡・ 文化財を整備するとともに、観光面の充実を図りつつ市のキャッチフレーズである「水と歴史に織りなされた安心・快適で元気な都市」の実現を推進する。

また、あらゆる災害から市民の生命・財産を守るため、広域消防との連携を強化するとともに、消防団組織の強化や自主防災組織の育成などを通じ、効果的な連携体制を確保する。

### (1) 安全性

治水面では、雨水の流出、河川放流による浸水被害を防止・軽減するため、 雨水貯留施設、排水ポンプ場や雨水幹線等の整備・管理を行うとともに、民間 の雨水浸透桝や雨水貯留槽の設置に対する支援を行う。

また、国や県と連携した河川改修事業等により、水害に強い安全な河川づくりに取り組むとともに、浸水被害発生時に適切な対応を行うため、庄内川水防センターを適正に管理・運営する。

さらに、「水害対応ガイドブック」や「浸水想定区域図」等により、市民に 分かりやすい水害対応情報を発信する。

震災面では、災害発生時に適切な機能を確保するため、業務継続計画(BCP)の遂行や、防災資機材等の整備、災害対策本部機能の強化等により、防災体制の強化に取り組むとともに、市民と防災情報を共有するため、「地震防災ハザードマップ」や防災行政無線等を活用して、市民に分かりやすい防災情報を発信する。

また、災害発生時にリーダーシップを発揮することができる人材を育成するため、地域防災リーダー養成講座を行い、市民が自ら防災対策に取り組む意識を高めるため、市民が行う防災活動に対する支援を行う。

さらに、民間住宅の耐震化を促進するため、耐震化の啓発を行うとともに、 民間木造住宅の耐震診断や耐震改修工事等に対する支援を行い、災害発生時に 適切な対応を行うため、新川ふれあい防災センター等を適正に管理・運営する。

交通安全面では、夜間における交通事故を抑止するため、街路灯の整備・管理を行い、児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、見守り活動や啓発活動等を行う。

また、鉄道駅周辺等における歩行者の安全を確保するため、放置自転車等の 防止対策に取り組むとともに、市民の交通安全に対する意識を高めるため、各 種団体が行う交通安全活動への支援を行う。

防犯面では、夜間における犯罪を抑止するため、防犯灯の整備・管理を行い、 地域が連携して防犯活動を行う意識を高めるため、ブロックが行う見守りカメ ラの設置に対する支援を行う。

また、市民の防犯や非行防止に対する意識を高めるため、各種団体が行う防犯活動等への支援を行う。

消防面では、市民を火災等の災害から守るため、広域的な連携により常備消防力を確保するとともに、地域に根ざした活動により市民を火災等の災害から守るため、消防団等の非常備消防力を確保する。

また、市民の防火に対する意識を高めるため、啓発活動を行う。

### (2) 保健性

上水道については、広域的な連携も活用して、安全な水の安定供給に取り組むとともに、災害時にも水を安定的に供給できるよう、清須市給水区域における計画的な水道管の耐震化整備を行う。

下水道については、衛生的で快適な生活環境を実現するため、「アクションプラン」に基づいた汚水管渠等の整備を行うとともに、供用開始区域内の下水道接続を促進するため、各種助成を行う。

また、市民が下水道についての理解を深め、あわせて市民交流の場を確保するため、水の交流ステーションや緑地を適正に管理・運営する。

ごみについては、市民の利便性向上や処理コスト削減に努めながら、家庭や事業所から排出される一般廃棄物の適正な処理を行うとともに、分別の徹底等、市民や事業者のごみ減量化・再資源化に対する意識を高めるため、啓発活動を行う。

また、ごみ減量化・再資源化を促進するため、市民が行う資源回収活動及び 生ごみの自家処理による減量化を図るため、生ごみ処理機等の購入に対する支 援を行う。

さらに、市民が身近な場所で資源回収できるよう、資源回収ステーション等を適正に管理・運営を行う。

医療については、傷病者を適切に医療機関へ搬送するため、広域的な連携により救急機能を確保するとともに、市民が適切な救急医療を受けられるよう、広域的な連携による救急医療の運営や、市民に分かりやすい医療機関情報の発信により、救急医療体制を確保する。

また、救命講習の開催等を通して、応急手当技能の普及に取り組む。

### (3) 利便性

県と連携して広域幹線道路や地域内連絡幹線道路の整備に取り組むとともに、 利用者の安全と快適な交通環境を確保するため、歩道の設置など生活道路の整備を行う。

また、河川改修等に伴って必要となる橋梁の整備を行うとともに、快適で良好な市街地形成を図るため、国・県等との連携により名鉄新清洲駅周辺の鉄道高架化整備を推進する。

さらに、「きよす あしがるバス」や「きよす あしがるサイクル」の認知 度を高め、利用率を向上させるため、各種イベント等を通じた利用促進に取り 組む。

#### (4) 快適性

市民の健康増進・体力向上や交流の場を提供するため、スポーツ・レクリエーション施設を適正に管理・運営する。

公園・緑地については、緑があふれる市民の憩いの場所を確保するため、整備・管理を行うとともに、公園を安心して利用できるよう、遊具施設等の計画的な改築更新を行う。

また、市民の憩いの場所となる河川環境を確保するため、散策路等の整備・ 管理、市民が行う河川環境美化活動を支援する。

さらに、市民との協働や広域的な連携により、にぎわいのある水辺空間づくりを推進し、市民の環境美化に対する意識を高めるため、市民と協働して、道路・公園等の清掃や植栽等を行う。

身近な緑の質を高め、市全体の緑化の推進につなげるため、市民や事業者等が行う緑化の取り組み、児童の緑化に対する意識を高めるため、みどりの少年団の活動に対する支援を行う。

#### (5) 文化性

「清須市夢広場はるひ」は、「清須市立図書館」、「清須市はるひ美術館」 及び「はるひ夢の森公園」の3つの施設から成り、それぞれの施設が連携しな がら参加と体験を通じて、自ら考える力・観る力を育み、生涯学習や文化的活 動を推進する。

文化財については、調査や情報収集等により、文化財の適切な保護に取り組み、市民の文化財保護に対する意識を高めるため、文化財講演会等を通じた啓発活動を行う。

また、市民が文化財にふれる機会を提供するため、歴史資料展示室や西枇杷島問屋記念館での歴史資料の公開・展示を行うとともに、指定文化財を後世に継承するため、指定文化財の所有者が行う修理等に対する支援を行う。

さらに、県との連携により、朝日遺跡の普及啓発や清洲貝殻山貝塚資料館のにぎわい創出に取り組む。

市民の誰もが健康づくりに取り組めるよう、スポーツを通じた幅広い層の市民の交流や、市民の健康づくりを促進するため、市民体育祭等を行うとともに、ウオーキングを通じて、幅広い方に歴史・文化・自然環境等の清須市の魅力を体感できる場を提供するため、清須ウオークを行う。

また、市民の自主的なスポーツ活動を促進するため、各種団体が行う活動への支援を行い、地域におけるスポーツ活動や市民交流の場を確保するため、総合型地域スポーツクラブの育成を行う。

さらに、市民の健康増進・体力向上や交流の場を提供するため、スポーツ・ レクリエーション施設を適正に管理・運営する。

国際交流の振興を図るため、スペインの文化を紹介する行事・展示等を通じた友好姉妹都市(スペイン・ヘレス市)との交流を行うとともに、市民の国際理解を深めるため、国際理解を目的とした講座等を通じた啓発活動を行う。

また、広い視野と国際感覚を備えた人材を育成するため、中学生の海外派遣研修を行い、市民の自主的な国際交流活動を促進するため、各種団体が行う活動への支援を行う。

- 2 生活環境施設整備計画 該当なし
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし
- 4 その他の施設の整備に係る事業との関連 該当なし

# 第9 付 図

### 別 添

- 1 土 地 利 用 計 画 図(付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号) 該当なし
- 3 農用地等保全整備計画図(付図3号)
- 4 農業近代化施設整備計画図(付図4号) 該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図(付図5号) 該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図(付図6号) 該当なし
- 7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面(付図7号)

### 別記 農用地利用計画

### (1)農用地区域

### ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「地区・区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地及びにこれらの土地以外の土地であって、現況宅地、境内墓地、鉄塔敷地、池沼、山林原野、河川敷及び市有行政財産を除く土地を農用地区域とする。

(ただし、表示の手段は土地利用計画図「付図8号」による。)

	· 1 1/10 - L- 1/11   1   1   1		
地区記号・ 区 域 番 号	地区・区域の範囲	除外する土地	備  考
A 春日宮重町	春日宮重町を中心と する付図1号に示す Aの区域	左記の土地のうち、付 図1号に示す黄色、橙 色以外の土地	農用地区域面積 約 7.2ha
B 春日祢宜家	春日祢宜家を中心と する付図1号に示す Bの区域	左記の土地のうち、付 図1号に示す黄色、橙 色以外の土地	農用地区域面積 約 9.0ha
C 春日県道西側	春日県道西側を中心 とする付図1号に示 すCの区域	左記の土地のうち、付 図1号に示す黄色、橙 色以外の土地	農用地区域面積 約 14.6ha
D 春日県道東側	春日県道東側を中心 とする付図1号に示 すDの区域	左記の土地のうち、付 図1号に示す黄色、橙 色以外の土地	農用地区域面積 約 16.9ha
E 新田一場	新田一場を中心とす る付図1号に示すE の区域	左記の土地のうち、付 図1号に示す黄色、橙 色以外の土地	農用地区域面積 約 22.9ha
F 清洲土田上条	清洲土田上条を中心 とする付図1号に示 すFの区域	左記の土地のうち、付 図1号に示す黄色、橙 色以外の土地	農用地区域面積 約 32.5ha
計			約 103.1ha

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 該当なし

# (2) 用途区分

下表の「地区記号・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用地は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

(ただし、表示の手段は土地利用計画図「付図8号」による。)

地区記号・ 区域番号	地区・区域名	用途区分	備考
A	春日宮重町	農 地:付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地:付図1号に示す橙色の土地	
В	春日祢宜家	農 地:付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地:付図1号に示す橙色の土地	
С	春日県道西側	農 地:付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地:付図1号に示す橙色の土地	
D	春日県道東側	農 地:付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地:付図1号に示す橙色の土地	
E	新田一場	農 地:付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地:付図1号に示す橙色の土地	
F	清洲土田上条	農 地:付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地:付図1号に示す橙色の土地	